

各会派及び委員提出の検討項目順位付けとりまとめ表

順位	自民党	公明党	日本共産党	改革新政会	新風政和会	無所属	委員長
①	議会事務局が行政に対する機関としての政策立案機能、政策提言機能を議員に対して十分に発揮しているか。	議会運営委員会等の申し合わせ事項等について法規範性や位置づけの整理。 及び、代表質問、一般質問の質問時間について ⇒ 質問者の時間を定める	「議会運営等に関する申し合わせ」の(3)個人質問について	質問時間と質問回数の見直し	・閉会中の常任委員会の出席理事者について ・災害時の議員の行動のあり方について ・ペーパーレス課の推進	内示会から開会までの期間を、1週間のところを、1か月に、または2～3週間に延ばす。(酒井議員)	幹事長会の位置付け、「議会活動に関する協議」→「連絡調整」及び議会運営等に関する申し合わせについて法的位置づけの検討。 及び、質問時間の取り扱い方(質問時間の確保) ・質問時間の見直し ・議員間討議 ・反問権の復活 ・議会報告会の見直し
②	議会図書室は有効に活用されているか。議員にとって使いやすい施設になっているかどうかの進捗の確認。	ペーパーレス化の取り組みの導入 ⇒ 配布書類や送付書類の電子化。 及び、ネット環境整備 ⇒ 議員の部屋においても庁舎ネット環境の利用調整検討。 及び、敷地内禁煙	意見書の取り扱いについて、本会議での採決方式の導入	ペーパーレス化の取り組みの導入		一般質問終了後、予算決算委員会の分科会との間は10日以上あける。 及び、分科会と総括質疑の間も10日以上、総括質疑と閉会日の間も10日以上、あける。 (酒井議員)	・常任委員会等の答弁が予定されていない理事者の出席の考え方について 文書のペーパーレス化。及び、議会棟のWi-Fi等のネット環境の整備
③	議会運営委員会や常任委員会において年に1回程度行政視察を行う自治体がある。調査活動として先進自治体を視察し、行政に対して委員会提案を行うことも必要ではないか	基本条例見直し条項の規定について「必要があると認めるときは」⇒ 具体的な時期や期間を定める。 及び、政治倫理に関する条例の規定について、施行後4年を経過するまでの間において改正後の条例の成功状況を勘案し必要があると認めるときは改正後の条例の規定について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。 ⇒ 4年を経過する場合は必ず検討を加える。				質問時間は議員の時間だけを計り、理事者の時間は含めない。議員1人は年間50分とする。(酒井議員)	